第197期
定時株主総会
招集ご通知

FUKUI BANK

日　時

平成29年６月24日（土曜日）
午前10時
（受付開始　午前９時）

場　所

福井市順化１丁目１番１号
当行本店５階講堂

○目　次

第197期定時株主総会招集ご通知…… 1

（添付書類）
第197期事業報告…… 3

計算書類…… 26

連結計算書類…… 28

監査報告書…… 30

（株主総会参考書類）
第１号議案　株式併合の件…… 33
第２号議案　取締役９名選任の件…… 34

インターネットによる議決権行使のご案内…… 40

株式会社 福井銀行

証券コード８３６２
平成29年６月１日

株主各位

福井市順化１丁目１番１号
株式会社 **福 井 銀 行**
取締役兼代表執行役頭取　林　　正　博

第197期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第197期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年６月23日（金曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月24日（土曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
２．場　　所　福井市順化１丁目１番１号　当行本店５階講堂
３．目的事項

報告事項

１．第197期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
２．第197期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　株式併合の件
第２号議案　取締役９名選任の件

4．議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月23日（金曜日）午後５時までに到着するようご送付ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、40頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、平成29年６月23日（金曜日）午後５時までに行使してくださいますようお願い申しあげます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネットにて複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．招集にあたっての決定事項

株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等について

インターネット経由で招集ご通知を受領することを承諾された株主さまにも書面による招集ご通知、株主総会参考書類及び議決権行使書用紙を送付させていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meetings.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meetings.html）に掲載させていただきます。

添　付　書　類

第197期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告

1．当行の現況に関する事項

(1)　事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行の本店、支店、出張所の97か店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、国債・投資信託・個人年金保険等の販売業務等を行い、地域の金融パートナーとして、様々な商品・金融サービスの提供に積極的に取り組んでおります。

（金融経済環境）

当期の日本経済は、年初から、中国の景気減速や中東情勢の緊迫などを背景に円高、株安が進んだことや、平成28年４月に発生した熊本地震などにより先行きの不透明感が強まる展開でのスタートとなりました。そのため、年初から年央にかけては、企業収益の悪化や、個人消費も一部で足踏み感がみられたものの、その後は、政府による各種経済対策効果や、企業における老朽化設備更新需要の発生、人手不足を背景とした雇用所得環境の改善などが景気下支えに作用したことに加え、米国景気の回復への期待感の高まりにより、景気は緩やかな回復基調が続いております。ただし、米国新政権の政策が世界に与える影響や英国のEU離脱に向けた動きなど、今後も海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意が必要な状況にあります。

福井県内経済におきましては、北陸新幹線県内延伸に向けた機運が高まるにつれ、これに向けた観光・まちづくりの取組みがより一層活発化しております。また、平成30年９月に開催される「福井しあわせ元気国体」に向け、関連施設の整備など準備が着実に進められております。こうした中、需要面では所得環境の改善などから個人消費が緩やかに持ち直しているほか、供給面でも企業の生産活動で主力の電子部品・デバイスが年を通して高水準の生産を維持するなどから、県内景気は概ね緩やかな回復を続けていくものと見られております。一方、複数の原子力発電所が立地する嶺南地域の経済動向につきましては、引き続き注視が必要な状況にありますが、平成28年12月に北陸新幹線敦賀以西のルートが「小浜・京都ルート」に決定するなど、

経済環境の改善に向け期待感が膨らむ状況にあります。

（事業の経過及び成果）

このような金融経済環境のもと、当行では、平成27年４月よりスタートした中期経営計画「Create Chance Create Future」（平成27年度～平成29年度）が２年目を迎えました。

本中期経営計画では、平成27年４月からの３年間を、「地域とともに、お客さまとともに、未来へのチャンスを創り出していく期間」と位置付けており、１年目である前期は、中期経営計画を達成するための基盤構築に重点的に取り組んでまいりました。２年目である当期は、前期に構築された基盤をもとに「行動・成果」へ展開していく期間として位置付け、次の施策に取り組んでまいりました。

地域に対しての取組みといたしましては、平成28年４月より多機能型ICカード「JURACA（ジュラカ）」（福井県ふるさと県民カード第１号）の取扱いを開始し、平成29年３月末時点で２万件を超える申込みを受け付けております。また、福井県との観光活性化に向けた「ブランド発信および観光PRに関する連携協定」や、東海北陸地区の地方銀行６行と観光に関する連携協定「東海・北陸観光産業活性化プロジェクト連携協定（六ツ星観光プロジェクト）」を締結するなど、観光活性化に向けた取組みを行ってまいりました。さらに、「ふくい地域プラットフォーム」を設立し官民連携によるまちづくり推進や、勝山商工会議所と連携した「まちづくり会社」設立支援など、各地における地域活性化事業に取り組みました。地域の新事業創出・新分野展開への取組みといたしましては、福井県民衛星プロジェクトへ参画し、新たなビジネスチャンスの創出を支援いたしました。福井駅前の再開発事業につきましては、地元の方との意見交換等を通した、一体的なまちづくりに向けた支援を行いました。

法人のお客さまに対しての取組みといたしましては、お客さまの事業内容やビジネスモデル、経営課題等を把握・理解し、課題解決に向けて最適な解決策を提供するという「事業性理解」の実践を推し進めてまいりました。海外向けビジネスのサポートとして海外企業とのビジネスマッチングや商談会のほか、医療・介護分野のお客さま、創業されるお客さま、事業承継を必要とされるお客さまなどに向けた、各種セミナーを開催いたしました。また、本部の課題解決機能や業務提携先を活用した支援など、本部・営業店が一体となり「事業性理解」に基づいたお客さまへの最適なソリューションの提供を行ってまいりました。

個人のお客さまに対しての取組みといたしましては、お客さまのライフステージやライフイベント毎のニーズにお応えするため、お客さまのことを知る「お客さま理解」を実践し推し進

めました。ライフイベントに応じた各種ローン商品の提供や、資産運用に対するニーズに適切に対応するためのアフターフォロー活動に加え、NISAや「つみたて倶楽部」を起点とした長期分散投資によるお客さまの資産形成のお手伝いに取り組んでまいりました。また、新社会人の方や、退職後のシニア世代の方に向け、各種セミナーを開催するなど、お客さまのライフステージに応じた支援に取り組んでまいりました。

お客さまの利便性向上に向けた取組みといたしましては、ライフスタイルや商圏・交通アクセスの変化に対応し、福井市の種池支店において住宅ローンや資産運用に関する休日営業を開始、また、移動店舗車「ふくぎんKuruza」の導入など店舗機能の充実を図りました。加えて、インターネット支店「ジュラチック王国支店」の開設や、フィンテックに関連する新たなサービスとして株式会社マネーフォワードと提携した個人資産管理アプリケーション「マネーフォワードfor福井銀行」の提供など、チャネルの拡充やサービスの進化を通した新たなお客さまの獲得につなげてまいりました。これらの取組みに加え、平成28年４月に開業を迎えた福井駅西口駅前再開発ビル「ハピリン」に働く女性の学びとリラックスをコンセプトとした、新たな拠点「WiL」を設け、働く女性を応援する環境を整えております。また、定期的に「福銀ジャーナル」を発刊し、地域の方々への県内経済情報の発信をしております。

このように、中期経営計画の２年目である当期は、各種団体との連携強化を通した地域経済活性化施策の実行や、お客さまを理解することを起点としたコンサルティング機能の拡充および最適なソリューションの提供を実施してまいりました。

以上のようなことに取り組んできた結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

（預金等）

譲渡性預金を含めた預金等は、法人・個人・公金預金がいずれも順調に推移したことから、期中943億円増加して期末残高は２兆2,539億円となりました。

（貸出金）

貸出金は、消費者ローンを含む中小企業等向け貸出及び地公体向け貸出が順調に推移したことから、期中170億円増加して期末残高は１兆6,031億円となりました。

（有価証券）

有価証券は、市場動向を注視しつつ運用管理に努めた結果、期中216億円減少して期末残高は6,371億円となりました。

（外国為替取扱高）

外国為替取扱高は、前期比１億32百万ドル減少して24億43百万ドルとなりました。

（損益状況）

損益状況につきましては、経常収益は、貸出金利息及び株式等売却益が減少したことなどから、前期比39億76百万円減少して、361億48百万円となりました。また、経常費用は、国債等債券売却損及び貸倒償却引当費用が増加したことなどから、前期比14億80百万円増加して299億80百万円となりました。

したがいまして、経常利益は、前期比54億56百万円減少して、61億67百万円となり、当期純利益は、前期比20億19百万円減少して、51億32百万円となりました。

（当行の対処すべき課題）

①経営の基本方針

当行は、「地域産業の育成・発展と地域に暮らす人々の豊かな生活の実現」を当行グループの「企業理念」として制定し、その実現に向けて、社会に対する経営のコミットメントとして「経営理念」を、役職員が日々の活動において大切にする価値観として「行動理念」を掲げました。

当行グループは、この３つの理念を心の拠り所として、地域のみなさまにご満足いただける商品・サービスの提供に取り組んでおります。

【企業理念】　「地域産業の育成・発展と地域に暮らす人々の豊かな生活の実現」

【経営理念】　「トライアングル・バランスの実現」
「職員の満足（働きがい）」「お客さま（地域）のご満足」「株主の方々（投資家のみなさま）のご満足」をバランスよく高める経営を実現します

【行動理念】　『「誠実」×「情熱」×「行動」』

②企業統治の基本方針

当行グループは、企業理念を実現し、そして、株主の方々に当行の株式を安心して保有していただくことを目的として、「コーポレートガバナンスの基本方針」を制定しております。

この基本方針に基づく最適なコーポレートガバナンスを実現するとともに、経営戦略などの本質的な議論の活性化や、株主の方々を始めとするあらゆるステークホルダーとの対話を深めながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。

③今後の経営環境の変化

近年の地域金融機関を取り巻く環境は、引き続き実施されている異次元金融緩和による貸出金利回り低下に伴う収益環境の悪化や、キャッシュレス社会の進展、フィンテックの進化といった潮流に象徴される通り、変化のスピードを増しております。また、多くの地方都市が抱える人口減少と少子高齢社会という問題に、当行グループの主要営業基盤である福井県も直面しており、それを発端として経済基盤が縮小していくことが懸念されております。一方で、福井県内では北陸新幹線県内延伸に向けた観光客誘致やまちづくりへの取組みが一層具体化・活発化しており、加えて、平成30年の「福井しあわせ元気国体」開催も控えていることから、ビジネス環境の変化に伴い、創業や新分野展開、再編等の動きが一層加速していくことが見込まれております。当行にとりましても、新たなビジネスモデル構築による収益拡大の可能性が見込まれ、今後の経営環境は、変化に伴うリスクと多様なチャンスが存在しているものと認識しております。

以上①から③の考え方と現状及び諸課題の下、当行は、次のような計画と行動を目指してまいります。

当行では、「地域のお客さまのライフステージに応じて、常にご満足いただける解決策を提供する」ことを「グランドデザイン」に掲げており、そのうえで、平成27年度から３年間を計画期間とする中期経営計画「Create Chance Create Future」を策定いたしました。計画の策定以降、「事業性理解」「お客さま理解」の推進により、中期経営計画で目標に掲げる「預金等残高」「事業性融資先数」「中小企業等貸出残高」が、着実に増加しております。

中期経営計画の最終年度となる来期につきましては、企業理念である「地域産業の育成・発展と、地域に暮らす人々の豊かな生活の実現」に向けて、地域のまちづくりや、県内各地で取

り組まれている観光活性化を全力で支援してまいります。具体的には、インバウンド需要の取込みや、まちづくりなど「地域活性化プラン」の実践による地域創生支援を継続して行ってまいります。また、質やスピードを高めた「事業性理解」に基づく、法人のお客さまとのリレーション強化により、創業や事業の拡大・再生・承継などのニーズに対する最適なソリューションの提供を行ってまいります。さらに、グループ会社である株式会社福井キャピタル＆コンサルティングの体制を強化し、地域やお客さまへのコンサルティング機能を更に向上させてまいります。また、「お客さま理解」に基づき、個人のお客さまのライフステージに応じた最適なサービスを提供し、資産形成や課題解決のお手伝いをきめ細かく行ってまいります。これらを通して、当行グループが一体となり、地域でのお客さまを増やし、取引を広げていくことで、経営基盤の強化を目指してまいります。

銀行としての本業に加え、地域社会の持続的な発展に向けて、「教育」「環境」「歴史・文化」の分野においても、地域の取組みを支援し、課題を解決していくことで、地域産業の育成・発展と、地域に暮らす人々の豊かな生活を実現してまいります。

株主のみなさま、お客さまには、引き続き当行をご支援ご愛顧賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預金	20,352	20,828	20,803	21,497
定期性預金	9,047	8,920	8,856	8,683
その他	11,305	11,908	11,946	12,813
譲渡性預金	646	659	793	1,042
社債	223	223	123	－
貸出金	15,001	15,525	15,861	16,031
個人向け	4,385	4,635	4,919	5,038
中小企業向け	3,992	4,080	4,165	4,379
その他	6,622	6,810	6,775	6,613
商品有価証券	1	2	4	7
有価証券	5,668	6,354	6,588	6,371
国債	1,945	1,608	1,661	1,632
その他	3,722	4,745	4,927	4,739
総資産	23,061	24,205	24,571	25,924
内国為替取扱高	142,643	146,552	146,469	144,150
外国為替取扱高	百万ドル 2,540	百万ドル 2,331	百万ドル 2,576	百万ドル 2,443
経常利益	百万円 12,793	百万円 5,110	百万円 11,623	百万円 6,167
当期純利益	百万円 6,843	百万円 2,121	百万円 7,151	百万円 5,132
1株当たり当期純利益	28円73銭	8円89銭	29円87銭	21円57銭

注１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益の算定に当たっては、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。

（ご参考）

連結業績の推移

（単位：億円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	482	485	473	446
経常利益	143	59	124	76
親会社株主に帰属する当期純利益	74	22	73	41
包括利益	60	96	75	7
純資産額	1,237	1,317	1,378	1,240
総資産	23,131	24,275	24,641	25,996

注　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3)　使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,385人	1,365人
平均年齢	38年９月	38年11月
平均勤続年数	14年11月	15年２月
平均給与月額	339千円	349千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4)　営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	（うち出張所）	店	（うち出張所）
福井県	76	(5)	75	(5)
石川県	10	(1)	10	(1)
富山県	4	(−)	4	(−)
東京都	1	(−)	1	(−)
大阪府	1	(−)	1	(−)
愛知県	1	(−)	1	(−)
京都府	2	(−)	2	(−)
滋賀県	2	(−)	2	(−)
合計	97	(6)	96	(6)

注1. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を１か所（前年度末１か所）、ローン・保険等の相談拠点を２か所（前年度末２か所）、移動店舗車１台（前年度末は該当なし）、店舗外現金自動設備を125か所(前年度末119か所)、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を21,694か所（前年度末20,728か所）、株式会社イーネットとの提携による共同の店舗外現金自動設備を13,499か所（前年度末13,436か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による共同の店舗外現金自動設備を11,874か所（前年度末11,164か所）それぞれ設置しております。

2. 当年度において、花月支店学園出張所（福井県福井市）及び飯塚支店（福井県福井市）を花月支店（福井県福井市）内に、河野支店（福井県南条郡）及び今庄支店（福井県南条郡）を南条支店（福井県南条郡）内に、金沢支店金沢東山出張所（石川県金沢市）を金沢支店（石川県金沢市）内に移転・併設いたしました。

ロ. 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
ジュラチック王国支店	福井県福井市今市町66号13番地　福井銀行事務センター内

注1. ジュラチック王国支店は、実際の店舗を持たないインターネット取引に特化した店舗であります。

2. 当年度において移動店舗車「ふくぎんKuruza」を1台導入いたしました。

3. 当年度において次の店舗外現金自動設備（９か所）を新設いたしました。(株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による共同の店舗外現金自動設備を除く)

本店営業部ハピリン出張所	(福井県福井市)
花月支店飯塚出張所	(福井県福井市)
福井医大支店福井大学医学部付属病院中央診療棟出張所	(福井県吉田郡)
鯖江支店ワイプラザグルメ館東鯖江店出張所	(福井県鯖江市)
南条支店河野出張所	(福井県南条郡)
南条支店今庄出張所	(福井県南条郡)
南条支店今庄駅出張所	(福井県南条郡)
春江支店春江病院共同出張所	(福井県坂井市)
敦賀支店東洋紡出張所	(福井県敦賀市)

4. 当年度において次の店舗外現金自動設備(３か所)を廃止いたしました。(株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による共同の店舗外現金自動設備を除く)

本店営業部ベル第２共同出張所	(福井県福井市)
南条支店今庄出張所	(福井県南条郡)
丸岡支店霞出張所	(福井県坂井市)

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,760

注　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　　容	金　　額
新型ATM導入	675
種池支店建替	283
高岡支店建替	221

注　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は、親会社はありません。

ロ. 子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主 要 業 務 内 容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
福銀ビジネスサービス株式会社	福井県福井市順化1丁目1番1号	福井銀行のための現金整理及び現金自動設備の保守管理業務	昭和61年12月11日	百万円 10	% 100.00	－
Fukui Preferred Capital Cayman Limited	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street,George Town, Grand Cayman,Cayman Islands,British West Indies	福井銀行のための資金調達業務	平成18年12月８日	300	100.00	－
株式会社福井キャピタル＆コンサルティング	福井県福井市照手1丁目2番17号	投資事業組合財産の管理・運営業務	平成27年７月１日	50	95.00	－
福井信用保証サービス株式会社	福井県福井市春山2丁目3番10号	福井銀行の取扱う住宅ローン等のための保証業務	昭和57年11月６日	50	50.00	－
株式会社福銀リース	福井県福井市照手1丁目2番17号	リース業務	昭和58年９月16日	50	5.00	－
株式会社福井カード	福井県福井市順化1丁目2番3号	クレジットカード業務	昭和61年８月５日	30	5.00	－
福井ネット株式会社	福井県福井市春日町238番地の3	コンピュータ関連業務	平成９年４月21日	40	11.25	－

注1. 連結される子会社及び子法人等は上記の重要な子会社等７社であります。
2. Fukui Preferred Capital Cayman Limitedは、平成29年１月25日に優先出資証券120億円を償還いたしましたことから、同額資本金が減少しております。

(7) 重要な業務提携の概況

① 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
② 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
④ 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
⑤ 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
⑥ 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
⑦ 株式会社北國銀行及び株式会社富山第一銀行との提携（略称FITネット）により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
⑧ 株式会社福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、福井市農業協同組合、福井市南部農業協同組合、永平寺町農業協同組合、花咲ふくい農業協同組合、春江農業協同組合、テラル越前農業協同組合、福井丹南農業協同組合、福井池田町農業協同組合、越前丹生農業協同組合、越前たけふ農業協同組合、敦賀美方農業協同組合、若狭農業協同組合、福井県信用農業協同組合連合会との提携（略称福井ふるさとネットサービス）により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
⑨ 株式会社福井新聞社との提携により、多機能型ICカード「JURACA（ジュラカ）」による２種類の電子マネーサービスと独自の地域サービスを一体で提供するサービスを行っております。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員(取締役及び執行役)に関する事項

(1) 会社役員の状況

① 取締役

(平成28年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
伊東 忠昭	取締役会長	北陸電力株式会社社外監査役	
林 正博	取締役 指名委員	株式会社福井キャピタル＆コンサルティング取締役会長兼CEO	
朝倉 真博	取締役 報酬委員	該当事項はありません。	
中嶋 浩顕	取締役	該当事項はありません。	
井上 哲夫	取締役	該当事項はありません。	
佐野 慎治	取締役 監査委員	該当事項はありません。	
吉川 奈奈	取締役 (社外取締役) 指名委員(委員長) 報酬委員	弁護士 京福電気鉄道株式会社社外取締役	
内上 和博	取締役 (社外取締役) 監査委員(委員長) 指名委員	弁護士	
南保 勝	取締役 (社外取締役) 報酬委員(委員長) 監査委員	公立大学法人福井県立大学地域経済研究所地域経済部門リーダー・教授、博士(経済学)	

② 執行役

（平成28年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
林　正博	代表執行役頭取	株式会社福井キャピタル＆コンサルティング取締役会長兼CEO	
朝倉真博	代表執行役専務 企画本部長	該当事項はありません。	
中嶋浩顕	常務執行役 企画副本部長	該当事項はありません。	
井上哲夫	常務執行役 営業支援本部長	該当事項はありません。	
湯浅　徹	執行役 本店エリア統括店長 兼本店営業部長	該当事項はありません。	
前田英之	執行役 営業支援副本部長 融資支援グループマネージャー	該当事項はありません。	
渡辺　統	執行役 リスク統括グループマネージャー	該当事項はありません。	

注1. 林正博、朝倉真博、中嶋浩顕及び井上哲夫は、取締役と執行役を兼務しております。
2. 社外取締役吉川奈奈、内上和博及び南保勝は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. ３名の監査委員のうち、佐野慎治が常勤監査委員に就任しております。当行は、監査委員が、その職務として日常的な情報収集、執行部門からの定期的な業務報告聴取、現場確認等を行い、これらの情報を監査委員全員で共有化することを通じて、監査委員会の実効的な審議が可能となるように常勤監査委員を選定しております。
4. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏　名	退任日
執行役	牧野　浩一	平成28年６月25日

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等
取締役	5名	67
執行役	8名	216（70）
計	13名	284（70）

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 執行役を兼務している取締役の人数及び報酬等につきましては、取締役の区分に含めず執行役の区分に含めて記載しております。
3. 上記執行役の報酬等の括弧書きの内訳は、当年度に係る役員賞与引当金繰入額25百万円及び株式報酬型ストック・オプション報酬額44百万円であります。
4. 上記取締役及び執行役の支給人数及び報酬等には、平成28年６月25日付けで退任した執行役１名が含まれております。

5. 取締役及び執行役に対する報酬については、報酬委員会において「取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針」を定めており、その概要は次のとおりであります。
＜取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針＞
当行の取締役及び執行役が受ける報酬は、企業価値増大に向けた役員のインセンティブとして有効に機能しかつ成果責任を明確にするものとし、以下の方針により報酬委員会において決定する。
① 取締役の報酬は、取締役の主たる職務である業務執行の監督及び監視機能を維持するために有効な水準とする。
② 執行役の報酬は、執行役の主たる職務である業務執行機能を維持するために有効な水準とする。
③ 上記①、②に加え、当行の経営環境、業績等並びに各人の職務の内容等を総合的に勘案して個人別の報酬の内容を決定する。
④ 取締役の報酬の体系は、常勤、非常勤の別、役位毎の職務及び責任の大きさ等に応じて支給する月額報酬のみとする。
⑤ 執行役の報酬の体系は、役位毎の職務及び責任の大きさ等に応じて支給する月額報酬、当行の業績に連動して支給する賞与、長期インセンティブとして付与するストック・オプション報酬で構成するものとする。
⑥ 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬のみ支給し、取締役としての報酬は支給しない。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
吉　川　奈　奈	当行は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
内　上　和　博	当行は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
南　保　　勝	当行は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
吉　川　奈　奈	京福電気鉄道株式会社社外取締役 （当行と同社は相互に資本出資（保有割合１％未満）があるほか、通常の銀行取引があります。）
内　上　和　博	該当事項はありません。
南　保　　勝	公立大学法人福井県立大学地域経済研究所地域経済部門リーダー・教授、博士（経済学） （当行は同大学と通常の銀行取引があります。）

(2)　社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
吉　川　奈　奈	9年9ヵ月	平成28年度の取締役会16回のうち全てに出席し、また、平成28年度の監査委員会14回のうち平成28年6月に監査委員を退任するまでの4回全てに出席しております。	主に弁護士として法的側面等の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
内　上　和　博	2年9ヵ月	平成28年度の取締役会16回のうち15回に出席し、また、平成28年度の監査委員会14回のうち全てに出席しております。	主に弁護士として法的側面等の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
南　保　　勝	9ヵ月	平成28年度の取締役会16回のうち全てに出席し、また、平成28年度の監査委員会14回のうち監査委員となった平成28年6月以降の10回全てに出席しております。	主に博士（経済学）として経済学に関する専門的な見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3)　社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3名	14	—

注　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4)　社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　　565,647千株
発行済株式の総数　　241,446千株
注　株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　8,812名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	13,865 千株	5.75 %
福井銀行職員持株会	8,822	3.66
日本生命保険相互会社	7,888	3.27
住友生命保険相互会社	7,662	3.18
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,154	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,332	1.79
野村信託銀行株式会社（福井銀行職員持株会専用信託口）	4,119	1.71
株式会社大垣共立銀行	3,535	1.46
轟産業株式会社	3,402	1.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,351	1.39

注1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
　2．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（608千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5．会計監査人に関する事項

(1)　会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員　浜田　　亘 指定有限責任社員　轡田留美子	62	(非監査業務の内容) ・FATCA業務委託 ・バーゼル規制に係る照会

注1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3．当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は66百万円であります。
4．当行監査委員会は、会計監査人からの監査品質に関する報告内容並びに監査時間及び監査単価等の数期間の実績を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(2)　責任限定契約

該当事項はありません。

(3)　会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7．業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において、会社法に基づく当行の「監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項」及び「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、次のとおり決議しております。

（1） 監査委員会の職務の執行のため必要な事項

①監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

ア．監査委員会の職務執行を補助するため、取締役会の決議に基づき、監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助する使用人を配置しております。

（運用状況の概要）

監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助する使用人を２名配置しております。

②前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

ア．監査委員会の職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行するうえで、執行役から不当な制約を受けることがないよう、その独立性を確保することとしております。

イ．監査委員会事務局の使用人の異動・人事考課等については、監査委員会の同意を要することとしております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。

③監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア．監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会の指示に従い、執行役の職務の執行状況の報告を求め、当行及びグループ会社の業務及び財産の状況の調査を行うこととしております。

イ．監査委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務を遂行するうえで不当な制約を受

けたときは、監査委員会に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができます。

（運用状況の概要）

平成28年度については、監査委員会の職務を補助すべき使用人に対する、その職務を遂行するうえでの不当な制約は発生しておりません。

④当行グループの役職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

ア．当行グループの役職員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、遅滞なく監査委員会に報告することとしております。

イ．当行グループの役職員は、監査委員の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の説明を行うこととしております。

（運用状況の概要）

平成28年度については、職務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実は発生しておりません。

⑤報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア．当行及びグループ会社では、「コンプライアンス・マニュアル」にて、法令違反や不正行為に関する内部通報制度を整備することとしております。

イ．「コンプライアンス・マニュアル」では、報告者に対し人事上その他の不利益を与えることを禁じております。

（運用状況の概要）

監査委員及び顧問弁護士並びに社外取締役を報告窓口とする相談・報告制度を整備しており、報告者のプライバシーを厳格に保護するとともに、人事上その他の不利な扱いを一切行わない運用を行っております。

⑥監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア．監査委員会がその職務の執行について、当行に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要でないと当行が証明した場合を除き、当行がその費用又は債務を負担することとしております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。

⑦その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．代表執行役頭取は、監査委員と定期的に意見交換会を実施し、監査委員より監査環

境の整備等について要請があれば誠実に協議を行うこととしております。
イ．監査委員は、執行役が参加する重要な会議等に出席することとしております。
ウ．内部監査部門である監査グループは、適切な監査情報の提供を行うなど、監査委員会の円滑な職務遂行のための協力関係を適正に確保することとしております。
（運用状況の概要）
上記体制のとおりの運用を行っております。平成28年度については、代表執行役頭取と監査委員による意見交換は13回実施するとともに、監査委員は執行役が参加する重要な会議の全てに出席いたしました。

(2) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行及びグループ会社の業務の適正を確保するために必要な体制

①執行役及びグループ会社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
ア．重要な書類等については、社内規程に基づいて保存年限を定め、適切な文書管理態勢の整備を図ることとしております。
イ．監査委員会は、執行役及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る文書をいつでも閲覧することができることとしております。
（運用状況の概要）
上記体制のとおりの運用を行っております。監査委員会は行内システムへのアクセス権限が付与されており、いつでも執行役及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る文書を閲覧することができます。
②当行グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア．リスク管理態勢の確立を図るために「リスク管理の基本方針」等を制定し、リスク管理の対応方針及び各種リスクを管理する統括部署を定めて適切なリスク管理を行うこととしております。
イ．「経営会議」においてリスク管理に関する重要な事項を協議・決定することとしております。
ウ．災害や障害等の緊急事態に陥った際に業務の早期回復を行うために、「危機管理計画」を定めて統一的な危機管理対応を実施することとしております。
（運用状況の概要）
上記体制のとおりの運用を行っております。緊急事態発生時の迅速かつ的確な初動対応を確保するため、平時より定期的に危機管理訓練を実施しております。なお、平成28年度については、大規模な災害や障害等の緊急事態は発生しておりません。
③執行役及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役会は、経営の基本方針及び重要な事項を決定するとともに、執行役の職務の執行を監督することとしております。

イ．執行役は、取締役会において定めた「経営の基本方針」、「職務分掌」等に基づき業務執行を行うこととしております。

ウ．執行役は、取締役会から委任された職務について、その権限の範囲において、適切かつ効率的な職務執行を実現するとともに、重要な事項については「経営会議」または「融資審査会議」において協議・決定することとしております。また、定期的に、取締役会において自己の職務執行状況を報告することとしております。

エ．「経営会議」においてグループ会社の業務運営管理に関する重要な事項を決定することとしております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。執行役が合議で決定すべき事項の議論の場として、「経営会議（平成28年度35回開催）」「融資審査会議（同34回開催）」を設置し運用しております。（平成28年６月より「収益会議（平成28年度１回開催）」「営業戦略会議（同１回開催）」「統合リスク会議（同１回開催）」「業務リスク会議（同開催なし）」「顧客サポート会議（同開催なし）」「コンプライアンス会議（同開催なし）」「グループ会社会議（同開催なし）」を「経営会議」に統合しました。）また、原則として毎月開催している取締役会において、執行役からの報告に基づいて、その職務執行状況の監督を行っております。

④執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」を定め、当行グループの役職員はこれを遵守することとしております。

イ．コンプライアンスの統括部署としてリスク統括グループを設置し、法令等遵守態勢の整備・確立を図っております。また、「経営会議」においてコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定することとしております。

ウ．取締役会は、法令等遵守態勢が有効に機能しているか、業務執行の監督を行い、監査委員会においてこれらの監査・評価を行うこととしております。

エ．不正行為等の未然防止と早期解決を図るために、コンプライアンスに関する相談・報告制度を整備・運用しております。当行グループの役職員は、法令等に反する行為や不正な行為またはそのおそれのある行為を認めた場合、直ちに監査委員会またはリスク統括グループ等に報告することとしており、これらの行為に対しては、懲戒を含め厳正に対処することとしております。

オ．当行グループの職員の職務執行の状況を把握し、その改善を図るために監査グループを置き、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施することとしております。

（運用状況の概要）
　上記体制のとおりの運用を行っております。管理監督者を対象とした「コンプライアンス実践協議会」の開催や、各部署へのコンプライアンス責任者及び同担当者の配置、階層別コンプライアンス研修の実施等を通して、「コンプライアンス基本方針」の周知・徹底とコンプライアンスの一層の啓発を行っております。また、当行グループの役職員を対象として、コンプライアンスに関するアンケートを年２回実施し、不正行為等の未然防止に取り組んでおります。

⑤当行及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．当行グループの役職員が、職務を遂行するにあたって遵守すべき基準として「コンプライアンス・マニュアル」に行動規範を定めております。

イ．グループ会社の統括部署を経営企画グループとするとともに、社内規程に基づいて各所管部署を定め、業務運営状況について定期的報告を義務付けるとともに、「経営会議」においてグループ会社の業務管理態勢に関する報告・協議を行い連携を図ることとしております。

ウ．監査グループが、当行及びグループ会社において適正かつ効率的な業務運営態勢の構築・運営がなされているかを定期的に内部監査することとしております。

エ．当行及びグループ会社は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告の適切性を確保するための態勢を整備することとしております。

（運用状況の概要）
　上記体制のとおりの運用を行っております。財務報告の適切性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係るプロセスについて監査グループ及び会計監査人が監査を行っております。

(3)　反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

ア．公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「反社会的勢力隔絶宣言」、「コンプライアンス・マニュアル」、「反社会的勢力等対応マニュアル」を制定し、組織としての対応方針を明確にし、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除しております。

イ．反社会的勢力に対する対応を統括する部署をリスク統括グループに設け、社内関係部門及び外部専門機関との協力態勢を整備しております。

ウ．反社会的勢力に対しては、統括部署を中心に外部専門機関と連携し関係を遮断するとともに、関係を把握した場合は速やかに取引解消を実施しております。

（運用状況の概要）
　上記体制のとおりの運用を行っております。反社会的勢力等のデータベースの充実

を継続的に実施するとともに、当行グループ全体で、事前スクリーニング及び事後スクリーニングによる関係遮断・排除に取り組んでおります。

8．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11．その他

剰余金の配当等に関する基本方針

当行は、リスクに見合った十分な自己資本を確保しつつ業績を上げ、安定的・継続的に配当を行うことに加え、業績に連動した利益配分を実施することを基本方針としています。

具体的には、１株当たり年間５円の安定配当に業績連動配当を合わせた配当性向を20％程度とすることを目途としております。なお、各期の具体的な業績連動部分の配当金につきましては、その時々の経済情勢、財務状況等を勘案し、各期の業績が明らかになった時点で決定いたします。

内部留保金につきましては、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などインフラの整備・強化に投資し、強固な経営体質の構築に努めてまいります。

第197期末(平成29年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	**296,811**	**預金**	**2,149,765**
現金	32,524	当座預金	149,897
預け金	264,286	普通預金	1,080,593
買入金銭債権	**505**	貯蓄預金	10,729
商品有価証券	**709**	通知預金	5,702
商品国債	656	定期預金	859,295
商品地方債	52	定期積金	9,074
金銭の信託	**6,404**	その他の預金	34,471
有価証券	**637,185**	**譲渡性預金**	**104,211**
国債	163,237	**コールマネー**	**5,609**
地方債	80,421	**債券貸借取引受入担保金**	**84,324**
社債	166,531	**借用金**	**96,723**
株式	26,010	借入金	96,723
その他の証券	200,984	**外国為替**	**134**
貸出金	**1,603,187**	売渡外国為替	30
割引手形	6,999	未払外国為替	103
手形貸付	46,655	**その他負債**	**17,640**
証書貸付	1,397,707	未払法人税等	1,279
当座貸越	151,823	未払費用	1,075
外国為替	**9,629**	前受収益	696
外国他店預け	7,568	給付補填備金	0
買入外国為替	1,992	金融派生商品	2,858
取立外国為替	67	金融商品等受入担保金	289
その他資産	**21,745**	リース債務	351
前払費用	3	その他の負債	11,087
未収収益	2,119	**賞与引当金**	**194**
金融派生商品	3,324	**役員賞与引当金**	**25**
金融商品等差入担保金	516	**退職給付引当金**	**5,225**
その他の資産	15,781	**睡眠預金払戻損失引当金**	**318**
有形固定資産	**22,350**	**偶発損失引当金**	**232**
建物	3,619	**耐震対応損失引当金**	**785**
土地	15,430	**再評価に係る繰延税金負債**	**2,635**
リース資産	204	**支払承諾**	**9,677**
建設仮勘定	1,010	**負債の部合計**	**2,477,504**
その他の有形固定資産	2,086	(純資産の部)	
無形固定資産	**314**	**資本金**	**17,965**
ソフトウェア	168	**資本剰余金**	**2,652**
リース資産	126	資本準備金	2,614
その他の無形固定資産	18	その他資本剰余金	38
繰延税金資産	**294**	**利益剰余金**	**76,849**
支払承諾見返	**9,677**	利益準備金	17,965
貸倒引当金	**△16,398**	その他利益剰余金	58,883
		圧縮積立金	94
		別途積立金	52,430
		繰越利益剰余金	6,359
		自己株式	**△1,090**
		株主資本合計	**96,376**
		その他有価証券評価差額金	**12,405**
		繰延ヘッジ損益	**△27**
		土地再評価差額金	**5,949**
		評価・換算差額等合計	**18,328**
		新株予約権	**205**
		純資産の部合計	**114,910**
資産の部合計	**2,592,414**	**負債及び純資産の部合計**	**2,592,414**

第197期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**36,148**
資金運用収益	**24,479**	
貸出金利息	17,395	
有価証券利息配当金	6,907	
コールローン利息	12	
預け金利息	120	
その他の受入利息	45	
役務取引等収益	**5,726**	
受入為替手数料	2,337	
その他の役務収益	3,388	
その他業務収益	**1,624**	
外国為替売買益	358	
国債等債券売却益	1,265	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**4,317**	
償却債権取立益	2,112	
株式等売却益	1,107	
金銭の信託運用益	68	
その他の経常収益	1,029	
経常費用		**29,980**
資金調達費用	**1,504**	
預金利息	401	
譲渡性預金利息	53	
コールマネー利息	50	
債券貸借取引支払利息	579	
借用金利息	9	
社債利息	328	
その他の支払利息	82	
役務取引等費用	**3,254**	
支払為替手数料	519	
その他の役務費用	2,734	
その他業務費用	**2,048**	
商品有価証券売買損	5	
国債等債券売却損	2,042	
金融派生商品費用	0	
営業経費	**21,117**	
その他経常費用	**2,056**	
貸倒引当金繰入額	637	
貸出金償却	416	
株式等売却損	764	
株式等償却	4	
その他の経常費用	233	
経常利益		**6,167**
特別利益		**40**
固定資産処分益	40	
特別損失		**46**
固定資産処分損	31	
減損損失	15	
税引前当期純利益		**6,161**
法人税、住民税及び事業税	**1,482**	
法人税等調整額	**△452**	
法人税等合計		**1,029**
当期純利益		**5,132**

連結貸借対照表（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	296,821	預金	2,147,747
買入金銭債権	505	譲渡性預金	97,411
商品有価証券	709	コールマネー及び売渡手形	5,609
金銭の信託	6,404	債券貸借取引受入担保金	84,324
有価証券	636,661	借用金	96,723
貸出金	1,591,806	外国為替	134
外国為替	9,629	その他負債	24,345
その他資産	40,565	賞与引当金	222
有形固定資産	22,428	役員賞与引当金	25
建物	3,738	退職給付に係る負債	5,191
土地	15,462	睡眠預金払戻損失引当金	318
リース資産	10	偶発損失引当金	232
建設仮勘定	1,010	耐震対応損失引当金	785
その他の有形固定資産	2,206	繰延税金負債	140
無形固定資産	374	再評価に係る繰延税金負債	2,635
ソフトウェア	315	支払承諾	9,677
その他の無形固定資産	58	**負債の部合計**	**2,475,527**
繰延税金資産	876	**（純資産の部）**	
支払承諾見返	9,677	資本金	17,965
貸倒引当金	△ 16,842	資本剰余金	2,734
		利益剰余金	81,691
		自己株式	△ 1,090
		株主資本合計	101,300
		その他有価証券評価差額金	12,413
		繰延ヘッジ損益	△ 27
		土地再評価差額金	5,949
		退職給付に係る調整累計額	23
		その他の包括利益累計額合計	18,359
		新株予約権	205
		非支配株主持分	4,226
		純資産の部合計	**124,092**
資産の部合計	**2,599,619**	**負債及び純資産の部合計**	**2,599,619**

連結損益計算書（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**44,683**
資金運用収益	**24,897**	
貸出金利息	17,334	
有価証券利息配当金	6,909	
コールローン利息及び買入手形利息	12	
預け金利息	120	
その他の受入利息	521	
役務取引等収益	**7,031**	
その他業務収益	**8,432**	
その他経常収益	**4,322**	
償却債権取立益	2,126	
その他の経常収益	2,195	
経常費用		**37,004**
資金調達費用	**1,177**	
預金利息	399	
譲渡性預金利息	53	
コールマネー利息及び売渡手形利息	50	
債券貸借取引支払利息	579	
借用金利息	10	
その他の支払利息	83	
役務取引等費用	**2,821**	
その他業務費用	**8,689**	
営業経費	**22,082**	
その他経常費用	**2,233**	
貸倒引当金繰入額	784	
その他の経常費用	1,448	
経常利益		**7,679**
特別利益		**57**
固定資産処分益	57	
特別損失		**54**
固定資産処分損	39	
減損損失	15	
税金等調整前当期純利益		**7,682**
法人税、住民税及び事業税	**1,671**	
法人税等調整額	**△289**	
法人税等合計		**1,382**
当期純利益		**6,299**
非支配株主に帰属する当期純利益		**2,114**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,184**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

株式会社福井銀行
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　浜田　亘　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　轡田　留美子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社福井銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第197期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

株式会社福井銀行
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　浜田　亘　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　轡田　留美子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社福井銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福井銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第197期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月12日

株式会社 福井銀行 監査委員会

監査委員　内　上　和　博　㊞

監査委員　佐　野　慎　治　㊞

監査委員　南　保　　勝　㊞

(注)　監査委員内上和博及び南保勝は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取組みを進めており、平成27年12月17日に「売買単位の100株への移行期限の決定について」を公表し、100株への移行期限を平成30年10月１日とすることが決定されました。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、本議案が承認可決されることを条件として当行株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを、平成29年５月12日開催の取締役会で決議しました。併せて、当行株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（５万円以上50万円未満）とすることを目的に、以下のとおり株式併合を実施するものです。

２．株式併合の内容

(1)　併合する株式の種類及び割合

当行普通株式について、10株を１株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2)　株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

(3)　株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

56,564,732株

(4)　その他

その他の手続き上の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

（ご参考）

会社法第182条第２項及び第195条第１項の定めに従い、定款一部変更の決議を経ずに、平成29年10月１日付で定款変更の効力が発生します。なお、変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は、565,647,320株とする。 （単元株式数） 第８条　当銀行の単元株式数は、1,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は、56,564,732株とする。 （単元株式数） 第８条　当銀行の単元株式数は、100株とする。

注　株式併合により、発行済株式の総数が10分の１に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、１株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主さまがご所有の当行株式の資産価値に変動はありません。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
①	伊東忠昭（いとう ただあき） （昭和24年２月16日生） 再任	昭和46年４月　当行入行 平成11年６月　当行取締役経営管理グループマネージャー 平成16年３月　当行取締役経営企画グループマネージャー 平成18年２月　当行取締役 平成18年６月　当行常務取締役 平成19年６月　当行常務執行役 平成20年６月　当行取締役兼代表執行役専務 平成22年３月　当行取締役兼代表執行役頭取 平成27年６月　当行取締役会長 現在に至る ＜重要な兼職の状況＞ 北陸電力株式会社社外監査役	148,000株
	《取締役候補者とした理由》 伊東忠昭氏は、平成22年より５年間に亘り取締役兼代表執行役頭取を務めたほか、平成27年からは取締役会長として取締役会議長を務めており、経営全般及び取締役会運営に関する豊富な経験・見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。		
②	林正博（はやし まさひろ） （昭和32年４月16日生） 再任	昭和56年４月　当行入行 平成15年３月　当行経営管理グループ法務室長 平成16年７月　当行経営管理グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長 平成18年４月　当行経営企画グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長 平成19年３月　当行監査グループ監査チームリーダー 平成19年６月　当行監査グループマネージャー 平成20年６月　当行取締役 平成21年６月　当行取締役兼執行役 平成22年６月　当行取締役兼常務執行役 平成26年６月　当行取締役兼代表執行役専務 平成27年４月　当行取締役兼代表執行役専務営業支援本部長 平成27年６月　当行取締役兼代表執行役頭取 現在に至る ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社福井キャピタル＆コンサルティング取締役会長兼CEO	77,000株
	《取締役候補者とした理由》 林正博氏は、平成26年より取締役兼代表執行役専務を務めたほか、平成27年にスタートした中期経営計画「Create Chance Create Future」の策定に深く携わるとともに、取締役兼代表執行役頭取として経営の基本方針である企業理念を整備したほか、中期経営計画に掲げた目標の達成に向けて経営手腕を発揮するなど、経営者としての豊富な経験・見識を有しております。地域経済活性化の実現並びにそれを通した当行財務基盤の強化に向けた企業経営の推進におけるこれまでの実績を踏まえ、取締役候補者として選任しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
③	朝倉真博（あさくら まさひろ） （昭和33年２月14日生） 再任	昭和55年４月　当行入行 平成12年11月　当行法人営業グループ営業企画チームリーダー 平成13年３月　当行法人営業グループ商品企画チームリーダー兼スモールビジネスセンター所長 平成14年８月　当行業務効率化プロジェクトチームリーダー 平成17年９月　当行内部統制プロジェクトチームリーダー 平成21年６月　当行福井北エリア統括店長兼松本支店長 平成22年３月　当行経営企画グループマネージャー 平成22年６月　当行執行役経営企画グループマネージャー 平成24年５月　当行執行役 平成24年６月　当行取締役兼常務執行役 平成26年６月　当行取締役兼代表執行役専務 平成27年４月　当行取締役兼代表執行役専務企画本部長兼営業支援副本部長 平成27年６月　当行取締役兼代表執行役専務企画本部長 現在に至る	62,000株
	《取締役候補者とした理由》 朝倉真博氏は、平成26年より取締役兼代表執行役専務を務めており、平成27年からは企画本部長として経営企画部門及び収益管理部門の責任者を務めるなど、経営全般及び経理財務に関する豊富な経験・見識を有しております。当行の経営戦略の策定・推進及び生産性向上の推進や収益向上に向けた企業経営におけるこれまでの実績を踏まえ、取締役候補者として選任しております。		
④	佐野慎治（さの しんじ） （昭和37年５月３日生） 再任	昭和61年４月　当行入行 平成15年７月　当行粟野支店長 平成18年３月　当行経営企画グループ経営企画チームサブリーダー 平成19年11月　当行経営企画グループ経営企画チームサブリーダー兼秘書室長 平成20年６月　当行経営企画グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長 平成22年９月　当行経営企画グループ経営企画チームリーダー兼お客さま相談室長 平成23年８月　当行リスク統括グループコンプライアンス統括チームリーダー兼お客さま相談室長 平成26年６月　当行取締役 現在に至る	25,988株
	《取締役候補者とした理由》 佐野慎治氏は、経営企画業務やお客さま相談部門の責任者として従事するとともに、平成26年より取締役を務めており、監査委員会の監査委員として取締役及び執行役の監査を行うなど、経営全般及び監査委員としての財務及び会計に関する豊富な経験・見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当行の経営戦略の策定・推進及びコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
⑤	湯浅　徹（ゆあさ　とおる） （昭和37年３月８日生） 新任	昭和61年４月　当行入行 平成13年９月　当行福井市役所支店長 平成15年４月　当行福井西エリア営業グループ長兼福井西エリア統括副支店長 平成17年７月　当行花月支店副支店長 平成18年６月　当行新規専担プロジェクトチームリーダー 平成18年８月　当行本店営業部副部長 平成20年６月　当行越前海岸エリア統括店長兼越前町支店長 平成21年９月　当行勝山支店長 平成24年５月　当行武生エリア統括店長兼武生支店長 平成25年６月　当行執行役員武生エリア統括店長兼武生支店長 平成27年４月　当行執行役員本店エリア統括店長兼本店営業部長 平成27年６月　当行執行役本店エリア統括店長兼本店営業部長現在に至る	38,000株
	《取締役候補者とした理由》 湯浅徹氏は、平成27年より執行役本店営業部長として、経営と営業部門に広く携わるとともに、当行の主要統括店長を数多く歴任し、営業マネジメントの実践及び営業活動の推進に関する豊富な見識を有しております。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、取締役候補者として選任しております。		
⑥	佐竹範之（さたけ　のりゆき） （昭和38年 11月17日生） 新任	昭和61年４月　当行入行 平成15年２月　当行上北野支店長 平成16年12月　当行金沢エリア営業グループ副グループ長 平成17年７月　当行金沢支店副支店長 平成18年２月　当行個人営業グループ個人営業企画チームリーダー 平成18年10月　当行リテール営業グループリテール営業企画チームリーダー 平成21年４月　当行坂井町支店長 平成23年１月　当行小松支店長 平成25年９月　当行経営企画グループ経営企画チームリーダー 平成27年４月　当行執行役員武生エリア統括店長兼武生支店長現在に至る	5,499株
	《取締役候補者とした理由》 佐竹範之氏は、経営企画などの企画部門業務に従事するとともに、営業店長を歴任し、平成27年より当行の最高幹部職員である執行役員を務めるなど、経営全般と合わせて営業マネジメントの実践および営業活動の推進に関する豊富な見識を有しております。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、取締役候補者として選任しております。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当行
の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑦</td><td>吉川奈奈（きっかわなな）
(昭和45年７月７日生)
再任</td><td>平成７年４月　東京地方裁判所判事補
平成９年４月　旭川地方裁判所判事補
平成12年４月　東京地方裁判所判事補
平成16年４月　東京家庭裁判所八王子支部判事補
平成17年４月　東京地方裁判所八王子支部判事
平成18年３月　退官
平成18年４月　杉原・きっかわ法律事務所勤務
現在に至る
平成19年６月　当行取締役
現在に至る
＜重要な兼職の状況＞
京福電気鉄道株式会社社外取締役</td><td rowspan="2">23,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《社外取締役候補者とした理由》
吉川奈奈氏は、弁護士として特に企業法務に関する豊富な専門知識及び幅広い見識を有し精通しており、平成19年より社外取締役として、独立した客観的な立場かつ女性の視点で取締役会において的確な提言及び助言をいただいております。これまでの実績を踏まえ、企業法務に関するリスクマネジメント等に係る監督並びに当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であり、直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者として選任しております。なお、吉川奈奈氏の当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年となります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑧</td><td>内上和博（うちかみかずひろ）
(昭和39年10月29日生)
再任</td><td>平成３年４月　東京地方検察庁検事
平成４年４月　福岡地方検察庁小倉支部検事
平成６年４月　大阪地方検察庁検事
平成８年４月　大津地方検察庁検事
平成９年４月　司法研修所教官事務補助（所付検事）
平成10年４月　法務省刑事局法務事務官（局付検事）
平成13年１月　最高検察庁検察官事務取扱検事
平成15年７月　退官
平成15年９月　北川法律事務所勤務
現在に至る
平成26年６月　当行取締役
現在に至る</td><td rowspan="2">6,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《社外取締役候補者とした理由》
内上和博氏は、弁護士として特に企業法務に関する豊富な専門知識及び幅広い見識を有し精通しており、平成26年より社外取締役として、独立した客観的な立場で取締役会において的確な提言及び助言をいただいております。これまでの実績を踏まえ、企業法務に関するリスクマネジメント等に係る監督並びに当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であり、直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者として選任しております。なお、内上和博氏の当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって３年となります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
⑨	南保（なんぼ） 勝（まさる） （昭和28年５月17日生） 再任	昭和59年４月　株式会社福井経済経営研究所経営相談部 平成３年４月　同上 経営相談部主任調査役 平成６年４月　同上 経済調査部経済調査課長 平成12年９月　当行融資グループ審査チーム経済調査担当 平成13年３月　当行退職 平成13年４月　福井県立大学地域経済研究所助手 平成16年４月　福井県立大学地域経済研究所助教授 平成20年７月　公立大学法人福井県立大学地域経済研究所准教授 平成21年４月　公立大学法人福井県立大学地域経済研究所教授、博士（経済学） 平成24年４月　公立大学法人福井県立大学地域経済研究所地域経済部門リーダー・教授、博士（経済学） 平成27年６月　当行取締役 現在に至る 平成29年４月　公立大学法人福井県立大学地域経済研究所長・教授、博士（経済学） 現在に至る	3,000株
	《社外取締役候補者とした理由》 南保勝氏は、公立大学法人福井県立大学の教授、博士（経済学）として特に地域経済に関する豊富な専門知識及び幅広い見識を有し精通しており、平成27年より取締役を務めており、平成28年より社外取締役として、独立した客観的な立場で取締役会において的確な提言及び助言をいただいております。これまでの実績を踏まえ、地域経済の活性化に向けた地域戦略の推進等に係る監督並びに当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であり、直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者として選任しております。なお、南保勝氏の当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。		

注1. 取締役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 吉川奈奈、内上和博及び南保勝の３氏は社外取締役候補者であります。
3. 当行は、吉川奈奈、内上和博及び南保勝の３氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である吉川奈奈、内上和博及び南保勝の３氏と当行の間で責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行において善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 「社外取締役の独立性に関する基準」について
当行は次のように「社外取締役候補者選任基準」を設けております。

「社外取締役候補者選任基準」

指名委員会は、以下の条件を有する者を当行社外取締役として選任する。
⑴ 経営者としての豊富な経験を有すること、又は法律、会計、財務若しくは経済等の職業的専門家としての地位にあり、豊富な経験を有すること
⑵ 会社代表者からの独立性を保つことができる者であって、以下の基準に該当しないこと
①当行を主要な取引先とする者（*1）又はその業務執行者（*2）

②当行の主要な取引先（*3）又はその業務執行者
③当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（*4）
④当行主要株主（*5）（主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者）
⑤上記①から④に掲げる者の近親者（*6）
⑥当行又はその子会社の業務執行者の近親者
⑦過去１年間において上記①から⑥のいずれかに該当していた者

⑶　社外取締役として相応しい人格・識見を有すること

⑷　社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

（注）

(*1) 当行を主要な取引先とする者とは以下のいずれかに該当する者をいう。
- 直前事業年度における当行グループとの取引額が当該取引先グループの連結売上高の10％を超える者。
- 当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当該取引先グループの当行グループに対する負債額が当該取引先グループの連結総資産の１％を超える者。
- ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円（定型住宅ローン及び定型消費者ローンを除く）を超える者。

(*2) 業務執行者とは、業務執行取締役及び執行役並びに執行役員等の重要な使用人をいう。

(*3) 当行の主要な取引先とは以下のいずれかに該当する者をいう。
- 直前事業年度における当行グループとの取引額が当行連結経常収益の10％を超える者。
- 当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当行グループへの負債額が当行グループの連結総資産の１％を超える者。
- ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円（定型住宅ローン及び定型消費者ローンを除く）を超える者。

(*4) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、当行グループから役員報酬以外に直前の事業年度において1,000万円を超える財産を得ている者をいう。なお、社外取締役に就任後は、コンサルティング契約や顧問契約等の取引は一切行わないものとする。

(*5) 当行主要株主とは、当行株式の総議決権の10％以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

(*6) 近親者とは、２親等以内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて
(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当行の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）
(2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
(3) インターネットによる議決権行使は、平成29年６月23日（金曜日）の午後５時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について
(1) 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
(2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

5．招集ご通知の受領方法について
ご希望の株主さまは、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン又はスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。（なお、携帯電話のメールアドレスを指定することはできませんのでご了承ください。）

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
☎0120-173-027（受付時間　9：00～21：00　通話料無料）

以　上

〔メ　モ　欄〕

〔メ　モ　欄〕

定時株主総会会場のご案内

場　所　福井市順化１丁目１番１号
　　当行本店５階講堂
電　話　(0776) 25－8012
最寄駅　福井鉄道　市役所前駅（徒歩１分）
　　JR　福井駅（徒歩10分）

※駐車台数に限りがございますので、
　できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

